帯広畜産大学職員給与規程一部改正の概要

１．５５歳を超える職員の昇給抑制措置

平成２４年度の人事院勧告（以下のとおり。）に基づき，一般職の職員の給与に関する法律が本年６月に改正（施行日は平成２６年１月１日）されたことに伴い，本学もこれに準拠して職員給与規程を改正するもの。

平成２４年８月８日

勧　　告

次の事項を実現するため，一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）を改正することを勧告する。

【改定の内容】

55歳（人事院規則で定める職員にあっては，56歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの）を超える職員（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が２級又は３級であるものを除く。）の昇給について，一般職の職員の給与に関する法律第８条第５項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり，かつ，同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし，昇給させる場合の昇給の号俸数は，勤務成績に応じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとすること。

【改正内容】

５５歳を超える職員の昇給は，勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし，昇給させる場合の昇給の号給数は，勤務成績に応じて国家公務員の初任給，昇格，昇給等の基準（人事院規則９－８）に従い決定するものとする。

〔昇給の号給数〕※人事院規則9－8（平成25年10月1日改正，平成26年1月1日施行）に定める基準

区　　分	現　行	改正後
勤務成績が極めて良好である職員	４以上	２以上
勤務成績が特に良好である職員	3	1
勤務成績が良好である職員	2	0
勤務成績がやや良好でない職員	1	0
勤務成績が良好でない職員	0	0

２．入試手当の一部見直し

平成２５年３月１５日制定の改正規程により新設した入試手当について，学部一般入試の出題委員の区分追加と，超過勤務手当及び休日給との関係規定について文言を整理するもの。

【改正内容】

① 現行規定では，学部一般入試の出題委員は，「責任者」，「統括者・副統括者」以外の者は，全て「構成員」の区分となるが，出題委員の中には，点検のみを行うこととしている者もいることから，新たに「構成員（点検のみ）」の区分を設け，業務量に見合った手当額を設定するもの。

② 入試手当新設の検討に当たっては，入学試験業務で命じられた超過勤務及び休日勤務に係る超過勤務手当相当額及び休日給相当額を含めて入試手当を支給するという考え方のもと手当額を設定したが，現行規定では，その点を明確に規定していないことから，規定の整理を行うもの。

給与規程改正による影響額（モデルケース）

（単位：円）

職名	年齢	定年年月日	給与	各年影響額								生涯影響額（基本給、賞与合計）	退職手当影響額
				H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度		
教授	55	H34.3.31	基本給各年差額 5-57（H25.12.31時点）	31,200	62,400	86,400	108,000	129,600	151,200	171,600	193,200	1,416,381	退職時勤続年数26年
			賞与各年差額	27,587	39,541	48,737	57,016	65,291	73,567	81,383	89,659		581,991
課長補佐	55	H31.3.31	基本給各年間差額 4-85（H25.12.31時点）	14,400	30,000	44,400	60,000	60,000	ー	ー	ー	282,131	退職時勤続年数35年
			賞与各年差額	5,056	10,536	15,593	21,073	21,073	ー	ー	ー		247,950

国立大学法人帯広畜産大学職員給与規程の一部を改正する規程　新旧対照表（関係分）

（下線の部分は改正部分）

新	旧
（略） （級・号給の決定） 第７条　職員の職務の級は，初任給，昇格，昇給等の基準に従い決定する。 ２　新たに本給表の適用を受ける職員となった者の号給の決定は，初任給，昇格，昇給等の基準に従い決定する。 ３　職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給の決定は，初任給，昇格，昇給等の基準に従い決定する。 ４　職員（指定職本給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は，1月1日に，同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて，行うものとする。 ５　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は，同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当する職員にあっては3号給）とすることを標準として，初任給，昇格，昇給等の基準により，決定するものとする。 ６　前項の規定にかかわらず，55歳（初任給，昇格，昇給の基準等で定める職員にあっては，56歳以上の年齢で初任給，昇格，昇給等の基準に定めるもの）を超える職員に関する第4項の規定による昇給は，同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし，昇給させる場合の昇給の号給数は，勤務成績に応じて初任給，昇格，昇給等の基準に従い決定するものとする。 ７　職員の昇給は，その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。 ８　職員の昇給は，予算の範囲内で行わなければならない。 ９　第4項から前項までに規定するもののほか，職員の昇給に関し必要な事項は，初任給，昇格，昇給等の基準の例により取り扱う。 （略）	（略） （級・号給の決定） 第７条　職員の職務の級は，初任給，昇格，昇給等の基準に従い決定する。 ２　新たに本給表の適用を受ける職員となった者の号給の決定は，初任給，昇格，昇給等の基準に従い決定する。 ３　職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給の決定は，初任給，昇格，昇給等の基準に従い決定する。 ４　職員（指定職本給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は，1月1日に，同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて，行うものとする。 ５　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は，同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当する職員にあっては3号給）とすることを標準として，初任給，昇格，昇給等の基準により，決定するものとする。 ６　55歳（初任給，昇格，昇給の基準等で定める職員にあっては，56歳以上の年齢で初任給，昇格，昇給等の基準に定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については，同項中「4号給（一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当する職員にあっては3号給)」とあるのは「2号給」とする。 ７　職員の昇給は，その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。 ８　職員の昇給は，予算の範囲内で行わなければならない。 ９　第4項から前項までに規定するもののほか，職員の昇給に関し必要な事項は，初任給，昇格，昇給等の基準の例により取り扱う。 （略）

（入試手当）

第１７条の２　入試手当は，本学が実施する入学試験業務（岩手大学大学院連合農学研究科（以下「岩手連大」という。）及び岐阜大学大学院連合獣医学研究科（以下「岐阜連大」という。）の実施する入学試験業務を含む。）を命じられた者のうち，次の表に掲げる業務に従事する職員に，同表に掲げる区分に応じて支給する。

試験区分	担当区分		手当額
（略）			
学部一般入試	出題委員	責任者	1回当たり　75,000円
		統括者・副統括者	1回当たり　40,000円
		構成員（点検のみ）	1回当たり　20,000円
		構成員（上記以外）	1回当たり　60,000円
	（略）		
（略）			

備考

大学入試センター試験において試験実施本部委員が別室試験監督を行った場合は，半日当たり4,000円を加算する。

２　入試手当には，第20条に規定する超過勤務手当相当額及び第21条に規定する休日給相当額を含むものとし，前項に規定する入試手当の額が当該入学試験業務において命じられた超過勤務及び休日勤務に係る超過勤務手当相当額及び休日給相当額を下回るときは，その差額を前項に規定する入試手当の額に加算して支給するものとする。ただし，第12条に規定する管理職手当の支給を受ける職員については，当該差額は加算しない。

（略）

附　則

この規程は，平成26年1月1日から施行する。

（入試手当）

第１７条の２　入試手当は，本学が実施する入学試験業務（岩手大学大学院連合農学研究科（以下「岩手連大」という。）及び岐阜大学大学院連合獣医学研究科（以下「岐阜連大」という。）の実施する入学試験業務を含む。）を命じられた者のうち，次の表に掲げる業務に従事する職員に，同表に掲げる区分に応じて支給する。

試験区分	担当区分		手当額
（略）			
学部一般入試	出題委員	責任者	1回当たり　75,000円
		統括者・副統括者	1回当たり　40,000円
		構成員	1回当たり　60,000円
	（略）		
（略）			

備考

１　大学入試センター試験において試験実施本部委員が別室試験監督を行った場合は，半日当たり4,000円を加算する。

２　入試業務を休日に行った場合は，一定額を加算し，当該勤務日の超過勤務手当は支給しない。

３　学部一般入試の採点業務及び集計業務が深夜に及んだ場合は，一定額を加算し，当該勤務日の超過勤務手当は支給しない。

（略）